

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年1月31日(2013.1.31)

【公表番号】特表2009-531306(P2009-531306A)

【公表日】平成21年9月3日(2009.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2009-035

【出願番号】特願2008-557733(P2008-557733)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/722 (2006.01)

A 6 1 K 31/375 (2006.01)

A 6 1 K 9/20 (2006.01)

A 6 1 K 47/12 (2006.01)

A 6 1 P 3/04 (2006.01)

A 6 1 P 3/06 (2006.01)

A 6 1 P 3/10 (2006.01)

A 6 1 P 9/12 (2006.01)

A 2 3 L 1/30 (2006.01)

A 2 3 L 1/302 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/722

A 6 1 K 31/375

A 6 1 K 9/20

A 6 1 K 47/12

A 6 1 P 3/04

A 6 1 P 3/06

A 6 1 P 3/10

A 6 1 P 9/12

A 2 3 L 1/30

Z

A 2 3 L 1/302

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年12月5日(2012.12.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メタボリック症候群の包括的な処置又は包括的な予防のための薬物の形態の、キトサン、アスコルビン酸及び酒石酸を含有する組成物であって、前記アスコルビン酸が、キトサンに対して1～10重量%の量であることを特徴とする組成物。

【請求項2】

メタボリック症候群の包括的な処置又は包括的な予防のための栄養補助食品の形態の、キトサン、アスコルビン酸及び酒石酸を含有する組成物であって、前記アスコルビン酸が、キトサンに対して1～10重量%の量であることを特徴とする組成物。

【請求項3】

前記の包括的な処置又は包括的な予防は、下記の状態：

a) ウエスト周りが、男性で102cmを超え、女性で88cmを超えること；

b) トリグリセリドのレベルが、150 mg / dL を超えること；
c) HDLコレステロールのレベルが、男性で40 mg / dL 未満、女性で50 mg / dL 未満であること；
d) 動脈血圧が、130 / 85 mmHg 以上であること；及び
e) 空腹時血糖が高いレベル (110 mg / dL を超える) であること、又はグルコース負荷曲線が変化されていること；
のうち少なくとも3つのものを対象にすることを特徴とする請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

前記状態のひとつは、状態 (e) であることを特徴とする請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

前記状態の2つは、状態 (d) 及び (e) であることを特徴とする請求項3に記載の組成物。

【請求項6】

潤滑剤及び／又は賦形剤及び／又はアジュバント及び／又は香料及び／又は抗酸化剤をさらに有することを特徴とする請求項1乃至5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

前記潤滑剤は、ステアリン酸マグネシウムであることを特徴とする請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

前記アスコルビン酸は、キトサンに対して4～8重量%の量で存在することを特徴とする請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

錠剤の形態であることを特徴とする請求項1乃至8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項10】

投与単位当たり0.1～1.5 gの量でキトサンを含有することを特徴とする請求項1乃至9のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項11】

投与単位当たり0.25～1 gの量でキトサンを含有することを特徴とする請求項10に記載の組成物。

【請求項12】

投与単位当たり400～600 mgの量でキトサンを含有することを特徴とする請求項11に記載の組成物。

【請求項13】

キトサン、アスコルビン酸及び酒石酸を、賦形剤、アジュバント、潤滑剤、抗酸化剤及び香料から選択される物質と混ぜ合わせることにより、メタボリック症候群の包括的な処置又は包括的な予防のための医薬組成物を調製する方法であって、前記アスコルビン酸が、キトサンに対して1～10重量%の量であることを特徴とする方法。

【請求項14】

キトサン、アスコルビン酸及び酒石酸を、賦形剤、アジュバント、潤滑剤、抗酸化剤及び香料から選択される物質と混ぜ合わせることにより、メタボリック症候群の包括的な処置又は包括的な予防のための栄養補助食品を調製する方法であって、前記アスコルビン酸が、キトサンに対して1～10重量%の量であることを特徴とする方法。

【請求項15】

前記潤滑剤は、ステアリン酸マグネシウムであることを特徴とする請求項13又は14に記載の方法。

【請求項16】

前記医薬組成物又は栄養補助食品は、錠剤の形態で製造されることを特徴とする請求項13乃至15のいずれか一項に記載の方法。

【請求項17】

メタボリック症候群の包括的な処置又は包括的な予防のための薬物の調製への、請求項1に記載の組成物の使用。

【請求項18】

メタボリック症候群の包括的な処置又は包括的な予防のための栄養補助食品の調製への、請求項2に記載の組成物の使用。

【請求項19】

前記メタボリック症候群は、下記の状態：

- a) ウエスト周りが、男性で102cmを超えること；
- b) トリグリセリドのレベルが、150mg/dLを超えること；
- c) HDLコレステロールのレベルが、男性で40mg/dL未満、女性で50mg/dL未満であること；
- d) 動脈血圧が、130/85mmHg以上であること；及び
- e) 空腹時血糖が高いレベル(110mg/dLを超える)であること、又はグルコース負荷曲線が変化されていること；

のうち少なくとも3つのものを有することを特徴とする請求項17又は18に記載の使用。

【請求項20】

前記状態のひとつは、状態(e)であることを特徴とする請求項19に記載の使用。

【請求項21】

前記状態の2つは、状態(d)及び(e)であることを特徴とする請求項19に記載の使用。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

本発明は、薬物又は栄養補助食品の形態で、キトサンを有する組成物に関するものであって、メタボリック症候群の包括的な治療又は包括的な予防に適するものである。また、その方法についても述べる。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0015

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0015】

本発明は、メタボリック症候群(MS)の包括的な治療的処置又は包括的な予防に適した、薬物又は栄養補助食品の形態の、キトサンを有する組成物に関する。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

驚くべきことに、医薬組成物又は栄養補助食品が、ATP IIIの2005年の基準に従って分類されたMSの病態の包括的な治療的処置又は包括的な予防に適して、調製され得ることを見出した。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0022】

本発明のさらなる態様は、メタボリック症候群の包括的な治療的処置又は包括的な予防に適した、医薬組成物又は栄養補助食品を調製する方法であって、キトサンを、適当な賦形剤若しくは希釈剤又は相補的な活性を有する適当な物質と混ぜ合わせることによるものである。種々の化合物を薬物又は栄養補助食品中に混ぜ合わせることにより調製する全ての公知の方法を使用し得る。錠剤の調製方法、特に、アスコルビン酸及びステアリン酸マグネシウムを含有する錠剤の調製方法が、好ましい。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

本発明のさらなる態様は、メタボリック症候群の包括的な治療的処置又は包括的な予防に適した薬物又は栄養補助食品の調製への、キトサンの使用に関する。特に、キトサンを使用することにより、体重及びコレステロールのレベルを低減し得るとともに、グルコースの基底レベルを、110mg/dL未満に、動脈血圧を130/85mmHg未満に、それぞれ低減可能である。